

産前産後休業中に掛金免除の申出を！

～共済組合の掛金（長期・短期・介護掛金）が免除となります～

平成26年4月より **産前産後休業期間**（出産日以前42日（出産日が出産予定日後であるときは、出産予定日以前42日（多胎妊娠の場合は98日））から出産日後56日までの間で、かつ産前産後休業を取得している期間）**においても育児休業時と同じように、組合員が掛金免除の申出をすることにより、掛金（長期・短期・介護掛金）の免除を受けることができます。**

免除の対象となる期間

産前産後休業の開始日の属する月から産前産後休業の終了日の翌日の属する月の前月までとなります。

条例により、産前6週・産後8週間以上の休業が付与されている場合（例 産前8週・産後8週間等）でも、出産日以前42日間及び出産日後56日間のみが対象です。（予定日より遅れて出産した場合は、予定日から遡って42日間となります。）

※ただし、多胎妊娠の場合は、「42日」を「98日」と読み替えます

免除手続き

出産前及び出産後の2回、共済組合まで免除申出が必要です。

（申出書用紙は公立学校共済組合石川支部のホームページからダウンロードできます。）

【出産前】

- ・提出書類
 - ①産前産後休業掛金免除申出書
 - ②産前に係る特別休暇の申請書の写
又は所属長が任命権者（教育委員会教育長等）に提出する報告書の写
 - ③予定日の記載がある医師の診断書の写

・提出時期

産前休業取得後速やかに

産前産後休業掛金免除申出書において、申出日・所属長証明日は予定日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）以降の日を記入してください。

【出産後】

- ・提出書類
 - ①産前産後休業掛金免除**変更**申出書
 - ②産後に係る特別休暇の申請書の写
又は所属長が任命権者（教育委員会教育長等）に提出する報告書の写
 - ③母子手帳の写（出生届出済証明欄のあるページ）
又は出産証明書の写

・提出時期

産後休業取得後速やかに

予定日に産出し、当初予定していた産前産後休業の期間に変更がない場合は変更申出書以外の提出書類(②③)を提出してください。

その他

・妊娠4か月以上（85日以上）の分娩であれば、死産等であってもその産前産後休業期間は掛金免除の対象となります。

・育児休業を取得した際には、『育児休業等掛金免除申出書』の提出が必要です。育児休業期間中に変更（延長・短縮）があった場合には、『育児休業等掛金免除**変更**申出書』を速やかに提出してください。

・育児休業中に妊娠をして、育児休業から産前休業に切り替わる場合には、『育児休業等掛金免除**変更**申出書』および『産前産後休業掛金免除申出書』の提出が必要です。

・産前産後休業及び育児休業期間中の掛金の免除により、年金額が減ることはありません。産前産後休業、育児休業により免除されている期間であっても、掛金を納めている期間と同様の取り扱いになります。